

共同募金会への寄附金の税制優遇

寄附金の種類		A 共同募金 (赤い羽根・歳末たすけあい)	B 共同募金以外の寄附金	C 社会福祉法人(特定公益増進法人)として受け入れる寄附金
寄附の時期		共同募金運動期間(10月1日～12月31日)	左記期間外(左記期間内であっても受配者指定のある寄附金も含む)	随時
寄附金の使途		社会福祉法第2条に規定されている社会福祉事業及び更生保護事業法第2条に規定されている更生保護事業		社会福祉を目的とする事業
法人税	優遇措置の内容	全額損金算入(※1)		寄附金の特別損金算入(※2)
	根拠法令等	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	法人税法第37条
所得税	優遇措置の内容	所得控除(※3) 税額控除(※4) (注)静岡県共同募金会は、税額控除の適用が受けられます。		
	根拠法令等	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	所得税法第78条
個人住民税	優遇措置の内容	税額控除(※5) 寄附金額から2千円を控除した金額の10%の税額控除		
	根拠法令等	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9並びに平成2年自治省告示第66号	

※根拠法令等は平成24年4月1日現在

もう少し詳しく見てみると…

法人税

※1 全額損金算入(共同募金会)

一般の寄附金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。しかし、共同募金会に対する寄附金(上記AまたはB)は、財務省が「指定寄附金」の対象としていますので、損金算入限度額がなく、その寄附金の全額が損金算入されます。

なお、法人は、決算期の終了後、税務署に申告することになりますが、その際、共同募金会発行の領収書を保存することが必要になります。

※2 寄附金の特別損金算入

法人が、社会福祉法人(特定公益増進法人)へ寄附金を支出した場合(C)は、次の金額を限度として所得の計算上、損金に算入されます。損金に算入されなかった金額は一般の寄附金の額に含めます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$$

例えば、資本金2,000万円、当該事業年度の所得が1,000万円の株式会社における特別損金算入限度額は、 $(75,000円 + 625,000円) \times 1 / 2 = 350,000円$ となります。

※1と※2を比較すると、共同募金会に対する「指定寄附金」が全額損金算入できるということは、法人税法上格段の優遇措置が取られているといえます。

所得税

※3 所得控除

「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当する額が控除されることをいいます。

$$\text{税額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}$$

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額(年間所得の40%を限度とする額)} - 2,000円$$

例えば、1万円の寄附を行う場合、寄附額から2,000円を差し引いた8,000円が、課税対象所得から差し引かれることになります。

※4 税額控除

「税額控除」とは、納付すべき所得税から、該当する金額が控除されることをいいます。ただし、税額控除額はその年分の所得税額の25%が限度となります。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄附金額} - 2,000円) \times 40\%$$

例えば、1万円の寄附を行う場合、寄附金額から2,000円を差し引いた8,000円に40%を乗じ3,200円が、税額控除になります。

個人住民税

※5 個人住民税の税額控除

「税額控除」とは、納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄附先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

$$\text{税額控除額} = \{\text{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)} - 2,000円\} \times 10\%$$

例えば、1万円の寄附を行う場合、寄附金額から2,000円を差し引いた8,000円に10%を乗じた800円が、税額控除になります。